

かながわ水源地域活性化計画フォローアップ会議の設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 「かながわ水源地域活性化計画」に基づく取組について専門的見地から意見を聴取し、課題や改善点について議論を行うため、「かながわ水源地域活性化計画フォローアップ会議」(以下、「会議」という。)を設置する。

(意見を求める事項)

第2条 会議は、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 「かながわ水源地域活性化計画」に基づき実施した取組に関すること。
- (2) その他、「かながわ水源地域活性化計画」に関し、神奈川県政策局政策部土地水資源対策課長(以下、「課長」という。)が必要と認める事項

(設置期間)

第3条 会議の設置期間は、令和8年3月31日までとする。

(構成員)

第4条 会議の委員は、別表1に記載する者をもって構成する。

2 会議の事務局は、別表2に記載する者をもって構成する。

3 会議の委員及び事務局の選任期間は、本要綱の策定日から令和8年3月31日までとする。

(アドバイザー)

第5条 会議にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、課長が必要の都度、委嘱する。

3 アドバイザーは、会議に対して必要な助言を行う。

(委員長)

第6条 会議に議長1人を置く。

2 議長は、委員の互選により定める。

3 議長は、委員における意見を取りまとめる。

4 議長が不在のときは、あらかじめ議長が指名する者が代理する。

(会議の開催)

第7条 会議は、課長が必要に応じて開催する。なお、災害の発生などにより会議の開催が難しい場合は、書面による開催を行うことができる。

2 課長は、必要があると認めるときは、議長に第4条及び第5条に定める者以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、神奈川県政策局政策部土地水資源対策課が行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、課長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月7日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、効力を失う。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月19日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月20日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年12月24日から施行する。

別 表 1 (第4条関係)

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験者	1 みやばやし しげゆき 宮 林 茂幸	東京農業大学名誉教授
学識経験者	2 わしお ゆうこ 鷺尾 裕子	松蔭大学観光メディア文化学部客員教授
地域住民等	3 さとう かずひと 佐藤 和 仁	(一社)相模湖観光協会事務局長
地域住民等	4 いしだ たかひさ 石田 貴久	石田林商代表、 かながわ水源地域の案内人
地域住民等	5 よねた ひろゆき 米田 博行	芳雅美術工芸代表、 かながわ水源地域の案内人
地域住民等	6 いわさわ かつみ 岩澤 克美	NPO法人「結の樹 よってけし」理事長、 かながわ水源地域の案内人
地域住民等	7	(公財)宮ヶ瀬ダム周辺振興財団常務理事
関係行政機関	8	相模原市緑区役所津久井まちづくりセンター所長
関係行政機関	9	相模原市緑区役所藤野まちづくりセンター所長
関係行政機関	10	山北町農林課長
関係行政機関	11	愛川町環境経済部商工観光課長
関係行政機関	12	清川村村づくり観光課長

別 表 2 (第 4 条関係)

神奈川県政策局政策部土地水資源対策課長

神奈川県県央地域県政総合センター企画調整部長

神奈川県県西地域県政総合センター企画調整部長